

2025年12月22日

お客さま各位

中兵庫信用金庫

兵庫県内金融機関による「手形・小切手の全面的電子化」推進に向けた連携について

当金庫では、全国銀行協会が掲げる「2026年度末までに紙の手形・小切手の利用をゼロにする」対応において、兵庫県内の金融機関と連携し、電子的な決済手段への移行を推進する取り組みを開始します。

『県内17の金融機関が連携し、電子化の周知・導入支援を強化します』

兵庫県内に本店を置く17の金融機関が連携し、電子化の周知および導入支援に向けた取り組みを本格化させます。企業理解の促進と電子化の加速を目的に共同で啓発チラシを作成し、各店舗でお客さまへ案内するほか企業・事業者向けのセミナーを共同で開催するなど、さまざまなチャネルを通じて電子化のメリットや導入方法を分かりやすく伝えます。

『地域の皆さまに電子化のメリットと社会的意義の理解の定着を図ります』

電子化の推進により、紙の帳票に伴う紛失リスクの低減や、印刷郵送にかかるコストの削減、さらには事務負担の軽減といった支払側・受取側双方にとって多くの利点が見込まれます。また、紙の使用量削減を通じて環境負荷の低減にもつながるなど、持続可能な社会の実現にも貢献する取り組みとなるため、普及・定着に向けて推進します。

参加金融機関一覧（金融機関コード順）<全17機関>

但馬銀行、みなと銀行、神戸信用金庫、姫路信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、尼崎信用金庫、日新信用金庫、淡路信用金庫、但馬信用金庫、西兵庫信用金庫、中兵庫信用金庫、但陽信用金庫、兵庫県信用組合、淡陽信用組合、兵庫ひまわり信用組合、JA兵庫信連

『本件に関するお問合せ先』

中兵庫信用金庫 事務集中課 0795-82-8862

紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)

ひろがる夢とたしかな未来

Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

?**A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

電子的決済サービスには 何があるの？

?**A**

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の メリット

1 コスト削減



- × 郵送料
- × 印紙代
- × 取立手数料

2 事務負荷軽減



- × 現物管理
- × 手書き・ゴム印
- × 印紙・押印・発送

3 リスク低減



- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しくないの？

?**A**

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や
資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ ご案内



でんさい等の電子記録債権・
インターネットバンキングによる
振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の 導入準備



事務手続きや管理手順の見直し
を行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

